

下関市教育委員会 4月定例会 資料

令和5年4月20日(木) 10:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表P 1

[議案]

第15号 下関市教育委員会の個人情報の保護に関する
法律の施行に関する規則P 2

第16号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令P 4 8

[臨時代理の報告]

○下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱についてP 5 2

○下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱についてP 5 4

○豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の
解嘱及び委嘱についてP 5 5

[報告]

○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱についてP 5 8

○下関市立考古博物館の臨時開館についてP 6 0

教育委員会定例会 日程表

令和5年4月20日(木) 10時00分から
 下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- 第15号 下関市教育委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則
- 第16号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

教育政策課
 学校教育課

日程2

【臨時代理等報告】

- 下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について
- 下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習課
 生涯学習課
 豊田教育支所

日程3

【報告事項】

- 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について
- 下関市立考古博物館の臨時開館について

生涯学習課
 文化財保護課

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和5年4月20日(木)

R5. 5月							R5. 6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

閉会

下関市教育委員会

議案第15号

下関市教育委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する
規則

上記議案を提出する。

令和5年4月20日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会の個人情報の保護に関する法律の施行に関する
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行について、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号）に基づき、下関市教育委員会が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 下関市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関しては、下関市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第40号。第14条を除く。）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(下関市教育委員会が管理する個人情報に係る下関市個人情報保護条例規則の廃止)

2 下関市教育委員会が管理する個人情報に係る下関市個人情報保護条例規則（平成18年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

提案理由

下関市個人情報保護法施行条例及び、下関市個人情報保護法施行細則の施行に伴い、下関市個人情報保護条例、下関市個人情報保護条例施行規則が廃止されたため。

下関市規則第40号
令和5年3月30日

下関市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

下関市長 前田 晋太郎

下関市個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第35号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号とする。

2 令第21条第5項の閲覧は、次に掲げる場所に個人情報ファイル簿を設置して行うものとする。

(1) 情報公開窓口

(2) 各総合支所（下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する総合支所をいう。）地域政策課

(委託)

第4条 法第66条第1項の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるため、同条第2項各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、契約等で明らかにしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該契約等の性質又は目的により該当のない事項については、省略することができる。

- (1) 秘密保持義務に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) 委託する業務で取り扱う個人情報に係る次に掲げる事項
 - ア 目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - イ 複写及び複製の禁止に関する事項
 - ウ 受払い及び搬送に関する事項
 - エ 保管方法及び返還又は廃棄に関する事項
- (4) 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項
- (5) 事故発生時の通報及び措置等の報告に関する事項
- (6) 立入検査の実施に関する事項
- (7) 法令又は前各号に規定する事項で当該委託に係る契約書若しくはその他の書類に明記したものに違反した場合の措置及び当該違反に伴い損害が生じた場合の賠償に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項
(保有個人情報の目的外利用)

第5条 法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用をしようとする課（下関市行政組織規則（平成17年規則第2号）に定める本庁の部等に置かれる課及び室、総合支所に置かれる課及び事務所、出先機関に置かれる課（課に相当する所等を含む。）、出先機関で課に相当する所等、支所並びに出納室をいう。以下同じ。）の長（以下「利用課の長」という。）は、保有個人情報利用申請書（様式第2号）により当該個人情報を取り扱う事務を所管する課の長（以下「所管課の長」という。）に申請しなければならない。

2 所管課の長は、前項の規定による申請があったときは、当該利用の可否を決定し、その旨を保有個人情報利用可否決定通知書（様式第3号）により当該利用課の長に通知しなければならない。

（保有個人情報の提供）。

第6条 法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供を受けようとする者は、保有個人情報提供申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第69条第1項及び第2項の規定により保有個人情報の提供を受けようとする者が次の各号に掲げる者に該当するときは、当該保有個人情報の提供を受けようとする者は、当該各号に定める書類を市長に提出することにより、保有個人情報の提供の申請をすることができる。
 - (1) 行政機関等 当該行政機関等の所定の様式により作成された当該保有個人情報の提供に必要な事項が記載された書類
 - (2) 法令に基づき保有個人情報の提供を受けようとする者 当該法令の定めるところにより作成された当該保有個人情報の提供に必要な事項が記載された書類
- 3 市長は、前2項の規定により提供の申請があったときは、当該提供の可否を決定し、その旨を保有個人情報提供可否決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知しなければならない。
- 4 市長は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定により、その提供する保有個人情報に係る次に掲げる事項を記載した覚書を当該提供を受ける者と取り交わさなければならない。
 - (1) 使用目的
 - (2) 業務名及び個人情報ファイル名
 - (3) 記録項目に関する事項
 - (4) 提供期間
 - (5) 提供の方法
 - (6) 管理の方法
 - (7) 秘密保持義務に関する事項
 - (8) 次に掲げる行為の禁止に関する事項
 - ア 使用目的以外の使用
 - イ 第三者への提供
 - ウ 複写及び複製
 - (9) 提供期間終了による返還又は廃棄に関する事項
 - (10) 事故発生時の通報及び措置等の報告に関する事項

(11) 使用及び管理並びに覚書不履行に伴い損害が生じた場合の賠償に関する事項

(12) 使用状況及び管理状況に対する立入検査に関する事項

(13) その他市長が必要と認める事項

(開示請求の手続)

第7条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第6号)によるものとする。

(開示請求に対する通知)

第8条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第9条 法第83条第2項及び条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)(様式第9号)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例に係る通知)

第10条 法第84条及び条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(様式第10号)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第11条 法第85条第1項の規定により事案の移送をするときは、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(様式第11号)により他の行政機関の長等に通知するものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)(様式第12号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)(様式第13号)により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第14号）によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（様式第15号）により行うものとする。

（開示の実施）

第13条 法第87条第1項の保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行う。

2 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第16号）により行うものとする。

3 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合は、前項の申出書により市長に申し出なければならない。この場合において、当該写しの送付は、郵送によるものとする。

4 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報の写しを交付するときの交付部数は、開示請求があった保有個人情報1件につき1部とする。

5 保有個人情報の閲覧をしようとする者は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画及び電磁的記録を第1項に規定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保有個人情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(1) 前項の規定に違反した者又は職員の指示に従わない者

(2) 保有個人情報が記録されている文書、図画及び電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

（写しの交付に係る費用）

第14条 条例第3条第2項の費用のうち、保有個人情報の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとし、保有個人情報の写しの送付に要する費用は、その郵送料相当額とする。

2 保有個人情報の写しの交付により法第87条第1項の保有個人情報の開示を受ける請求者（以下「写し交付請求者」という。）（前条第3項の規定による送付の申出をした写し交付請求者を除く。）は、前項の保有個人情報の

写しの作成に要する費用を、当該写しの交付を受ける時までには納付しなければならない。

3 前条第3項の規定による送付の申出をした写し交付請求者は、同条第1項の規定により指定された日時までに、第1項の保有個人情報の写しの作成に要する費用及び保有個人情報の写しの送付に要する費用を納付しなければならない。

4 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は市長が認めるこれに類する証票で納付する方法とする。

(訂正請求の手続)

第15条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第17号)によるものとする。

(訂正請求に対する通知)

第16条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第19号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第17条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)(様式第20号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例に係る通知)

第18条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(様式第21号)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第19条 法第96条第1項の規定により事案の移送をするときは、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について(様式第22号)により他の行政機関の長等に通知するものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について(通知)(様式第23号)により行うものとする。

(提供先への通知)

第20条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様

式第24号)により行うものとする。

(利用停止請求の手續)

第21条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第25号)によるものとする。

(利用停止請求に対する通知)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第26号)により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報非利用停止決定通知書(様式第27号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について(通知)(様式第28号)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例に係る通知)

第24条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)(様式第29号)により行うものとする。

(審査請求に関する手續)

第25条 法第105条第3項において準用する同条第1項の審査請求(開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求に限る。以下同じ。)は、審査請求書(様式第30号)又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項から第5項までに規定する記載事項を記載した書面により行うものとする。

(諮問に関する手續)

第26条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、審査請求に対する審査について(諮問)(様式第31号)により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査請求に対する諮問について(通知)(様式第32号)により行うものとする。

(公表)

第27条 条例第12条第1項の規定による個人情報の開示等の実施状況の公表は、毎年6月に前年度分について行うものとする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

(旧規則の廃止)

2 下関市個人情報保護条例施行規則（平成18年規則第8号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の前日に旧規則第8条、第16条、第20条及び第22条の規定による請求がなされた場合における旧規則に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求に関する事務については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現に旧規則第4条第1項又は第5条第1項の規定によりなされた申請のうち個人情報の利用又は提供が可と決定されたものであって、この規則の施行の日以後の日がその利用期間又は提供する期間に含まれているものについては、第5条第1項又は第6条第1項の規定による申請がなされたものとみなす。

5 前項の規定により旧規則第4条第1項又は第5条第1項の規定によりなされた申請を第5条第1項又は第6条第1項の規定によりなされた申請とみなす場合において、当該申請についてその利用又は提供の可否を決定したときは、その決定は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により通知されたものとみなす。

6 この規則の施行の際、旧規則様式第3号、様式第5号、様式第14号、様式第15号、様式第22号及び様式第27号による用紙で、現に残存するも

のは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則及び下関市個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部改正)

7 次に掲げる規則の規定中「又は下関市個人情報保護条例（平成17年条例第459号）の規定による開示の請求」を削る。

(1) 下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成17年規則第400号）第12条

(2) 下関市個人番号カードの利用に関する条例施行規則（平成27年規則第93号）第12条

別表（第14条関係）

区分	金額
1 複写機（カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 1以外の方法により保有個人情報を複写した物の交付	当該複写した物の作成に要する費用

様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第2.1条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

様式第2号 (第5条関係)

第 年 月 日
 号

(所管課の長) 様

(利用課の長)

保有個人情報利用申請書

貴課が保有している個人情報を当課で利用いたしたく、個人情報の保護に関する法律第69条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用の目的		
利用する個人情報等	個人情報ファイルの名称	利用する個人情報の記録項目
利用期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から利用する必要がなくなるまで	
利用根拠等	・個人情報の保護に関する法律第69条第1項の法令に基づく場合に該当 ・個人情報の保護に関する法律第69条第2項第 号該当 (該当する理由)	

様式第3号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

(利用課の長) 様

(所管課の長)

保有個人情報利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用については、個人情報の保護に関する法律第69条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用の可否	可・否 (否の場合の理由)	
可の場合 利用する個人情報等	個人情報ファイルの名称	利用する個人情報の記録項目
利用期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から利用する必要がなくなるまで	
事務所管課	電話番号	

様式第4号 (第6条関係)

保有個人情報提供申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、個人情報の保護に関する法律第69条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

提供を受ける目的		
提供を受ける個人情報等	個人情報ファイルの名称	提供を受ける個人情報の記録項目
提供を受ける期間	1	年 月 日から 年 月 日まで
	2	年 月 日から提供を受ける必要がなくなるまで

- 注 1 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名並びに担当者の氏名を記入すること。
2 提供を受ける期間は、継続的に提供を受ける場合に記載すること。

様式第5号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報提供可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の提供については、個人情報の保護に関する法律第69条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

提供の可否	可・否 (否の場合の理由)	
可の場合 提供する 個人情報等	個人情報ファイルの名称	提供する個人情報の記録項目
提供する期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から提供を受ける必要がなくなるまで	
事務所管課	電話番号	

様式第6号（第7条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 市 _____

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
 ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。	
<実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（用紙に複写・CD-R等に複写） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日	
イ 写しの送付（用紙に複写・CD-R等に複写）を希望する。	

- 3 本人確認等

請求者の区分		本人・法定代理人・委任を受けた者
法定代理人等の場合	本人の氏名	
	本人の住所	電話番号
	本人の区分	未成年者・成年被後見人・委任をした者

※ この欄には記入しないでください。

受付年月日	・	・	窓口受付番号		受付担当者	
保有個人情報管理担当課						
決定期限日	・	・	開示予定場所			

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 団

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由（裏面の教示文をお読みください。）

--

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

ア 閲覧

イ 写しの交付（用紙に複写・CD-R等に複写）

作成費用 円を交付時まで納付してください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

準備日数：

送付に要する費用（送付方法を選択してください。）

ア 普通郵便郵送料 円分

イ 簡易書留郵便郵送料 円分

<本件連絡先>

担当部課名：

電話番号：

(教示文)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号 (第8条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項及び下関市個人情報保護法施行条例第4条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第10号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

下関市長 宛

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条及び下関市個人情報保護法施行条例第5条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条及び条例第5条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>
担当部課名:
電話番号:

様式第11号(第11条関係)

第 年 月 日
号

様

下関市長

印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 電話番号： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

<本件連絡先>
担当部課名：
(担当者名)
電話番号：

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

下関市長



保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1項、 <input type="checkbox"/> 第2項第1号、 <input type="checkbox"/> 第2項第2号 (適用理由) ※第2項第1号又は第2号の場合に限る。
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(部課名) (電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当部課名:
(担当者名)
電話番号:

様式第14号（第12条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先） 下関市長

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のありました保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
電話番号	

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名:
電話番号:

様式第16号(第13条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 下関市長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日付:

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は実施の方法及び希望日を、イを選択した場合は写しの送付先及び送付方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 (用紙に複写・CD-R等に複写)

その他 (_____)

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後

イ 写しの送付 (用紙に複写・CD-R等に複写) を希望する。

<写しの送付先>

〒

住所

氏名

送付方法 普通郵便 簡易書留郵便

(希望する送付方法を選択してください。)

※希望する送付方法により、決定通知書に記載された該当する金額の郵便切手等を同封してください。

様式第17号（第15条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先） 下関市長

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

請求者の区分	本人・法定代理人・委任を受けた者	
法定代理人等の場合	本人の氏名	
	本人の住所	電話番号
	本人の区分	未成年者・成年被後見人・委任をした者

※ この欄には記入しないでください。

受付年月日	・ ・	窓口受付番号		受付担当者	
保有個人情報管理担当課					
決定期限日	・ ・	開示予定場所			

様

下関市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第19号(第16条関係)

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報非訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第20号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第21号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

第 号
年 月 日

様

下関市長 団

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 電話番号： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

<本件連絡先>
 担当部課名：
 （担当者名）
 電話番号：

様式第23号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第24号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

下関市長



保有個人情報訂正実施通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
担当部課名:
(担当者名)
電話番号:

様式第25号(第21条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 下関市長

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

請求者の区分	本人・法定代理人・委任を受けた者
法定代 理人等 の場合	本人の氏名
	本人の住所 電話番号
	本人の区分 未成年者・成年被後見人・委任をした者

※ この欄には記入しないでください。

受付年月日	・	・	窓口受付番号		受付担当者	
保有個人情報管理担当課						
決定期限日	・	・	開示予定場所			

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

下関市指令 第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

- ※1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として(訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第28号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
担当部課名：
電話番号：

様式第29号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

下関市長 団

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当部課名:
電話番号:

様式第30号（第25条関係）

審査請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

〒
審査請求人 住所
氏名

下記のとおり審査請求をします。

記

審査請求に係る処 分の内容	
処分があったこと を知った年月日	年 月 日
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
処分庁の教示の有 無及びその内容	
添付書類等	

様式第31号（第26条関係）

第 号
年 月 日

下関市個人情報保護審査会
会長 様

下関市長 印

審査請求に対する審査について（諮問）

下記のとおり、審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問します。

記

審査請求人の氏名及び住所	(1) 氏名 (2) 住所
審査請求に係る処分の内容	
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
審査請求年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第82条第1項若しくは第2項、第93条第1項若しくは第2項又は第101条第1項若しくは第2項の決定を行った理由	
担当部課名	電話番号

様式第32号（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長

印

審査請求に対する諮問について（通知）

あなたがした審査請求について、下記のとおり下関市個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る開示等を決定した個人情報の内容	
審査請求に係る開示等の決定	年 月 日 第 号
審査請求年月日	年 月 日
諮問をした年月日	年 月 日
担当部課名	電話番号

下関市教育委員会
議案第16号

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和5年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
下関市立学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（第9条関係）（表）中

「

修休（日・時・分）						
-----------	--	--	--	--	--	--

」を

「

修休（日・時・分）						
高休（日・時・分）						

」に

改め、同様式（裏）中

「

修休（日・時・分）						
-----------	--	--	--	--	--	--

」を

「

修休（日・時・分）						
高休（日・時・分）						

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年山口県条例第30号）の制定に伴い、所要の条文整備を行うため。

旧

新

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

(後)

(後)

日	年 出勤簿						No.
	1	2	3	4	5	6	
1	16						職名
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21					氏名	
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病休(日・時) 休職・停職・専休(日) 特休(産休を除く) (日・時・分) 介護休暇(日・時) 介護時間(時・分) 子育て支援部分休職 時間(時・分) 時間外勤務代替休職 時間(日・時・分) 職専免等(日・時) 欠勤(日・時(時)) 小計(日・時) 年休(日・時) 日休(日) 配休(日) 産休・専休(日) 育短(日・時・分) 部休(時・分) 修休(日・時・分) 高休(日・時・分) 所属長の確認							

日	年 出勤簿						No.
	1	2	3	4	5	6	
1	16						職名
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21					氏名	
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病休(日・時) 休職・停職・専休(日) 特休(産休を除く) (日・時・分) 介護休暇(日・時) 介護時間(時・分) 子育て支援部分休職 時間(時・分) 時間外勤務代替休職 時間(日・時・分) 職専免等(日・時) 欠勤(日・時(時)) 小計(日・時) 年休(日・時) 日休(日) 配休(日) 産休・専休(日) 育短(日・時・分) 部休(時・分) 修休(日・時・分) 高休(日・時・分) 所属長の確認							

日	月												計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
計														
病休 (日・時)														
休職・停職・専休(日)														
病休(遅休を除く)(日・時・分)														
介護休暇(日・時)														
介護時間(時・分)														
子育て支援部分休暇(時・分)														
時間外勤務交代休暇(日・時・分)														
職専免等(日・時)														
欠勤(日・時(時))														
小計(日・時)														
年休(日・時)														
自休(日)														
配休(日)														
遊休・専休(日)														
育短(日・時・分)														
部休(時・分)														
修休(日・時・分)														
所属長の承認														

日	月												計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
計														
病休 (日・時)														
休職・停職・専休(日)														
病休(遅休を除く)(日・時・分)														
介護休暇(日・時)														
介護時間(時・分)														
子育て支援部分休暇(時・分)														
時間外勤務交代休暇(日・時・分)														
職専免等(日・時)														
欠勤(日・時(時))														
小計(日・時)														
年休(日・時)														
自休(日)														
配休(日)														
遊休・専休(日)														
育短(日・時・分)														
部休(時・分)														
修休(日・時・分)														
所属長の承認														

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱について、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

記

1. 委員
別紙下関市青少年補導センター運営協議会委員名簿のとおり
2. 任期
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
3. 報告説明
下関市青少年補導センター運営協議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するもの。

下関市青少年補導センター運営協議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日
(令和5年4月1日現在・順不同)

NO.	補導関係機関・団体の役職	委員名	備考
1	下関警察署生活安全課長	むらもと しゅんすけ 村元 俊介	関係機関
2	長府警察署生活安全課長	かわむら たかし 河村 貴志	関係機関
3	小串警察署刑事生活安全課長	くどう しゅういちろう 工藤 秀一郎	関係機関
4	山口県下関児童相談所調整監	おおば たかこ 大場 貴子	関係機関
5	下関市青少年補導委員幹事会	へんみ ひであき 邊見 英明	団体
6	下関地区高等学校等生徒指導連絡協議会	さとう けんじ 佐藤 憲司	団体
7	下関市中学校長会長	かわばた せいじ 川畑 誠治	団体
8	下関保護区保護司会理事	なかつか はつえ 中務 初江	団体
9	下関市民生児童委員協議会長	きうち ひろまさ 木内 浩雅	団体
10	下関市防犯対策協議会副会長	かわむら かずひで 河村 和秀	団体
11	下関市連合婦人会理事	あおき ひろみ 青木 博美	団体

(敬称略)

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定により、下関市社会教育委員の解嘱及び委嘱について下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児 玉 典 彦

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

解嘱 水野 祐也、矢田部 敏夫
委嘱 上野 美枝、静間 均

2. 解嘱日及び委嘱期間

解嘱日 令和5年3月31日

委嘱期間

令和5年（2023年）4月1日から令和5年（2023年）5月31日まで
（前任者の残期2ヶ月）

3. 報告説明

現職委員の人事異動に伴う、前任委員の解嘱並びに残任期間の後任委員の委嘱

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成17年規則第7号）第4条第1項の規定により、豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、令和5年4月1日付で下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月20日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

記

1 委員の解嘱及び委嘱

解嘱

鬼崎 聖

令和5年3月31日付

委嘱

静間 佳代

令和5年4月1日付

2 任期

令和5年4月1日から令和5年7月31日

3 報告説明

令和5年4月1日付の人事異動に伴う豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員の解嘱及び委嘱であり、教育委員会3月定例会に議案を提出することが困難であったため。

参考条文（抜粋）

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例

（平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 123 号）

（運営協議会の設置）

第 16 条 ミュージアムに豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 3 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○下関市立自然史博物館の設置等に関する条例施行規則

（平成 17 年 2 月 13 日教育委員会規則第 38 号）

（運営協議会）

第 17 条 条例第 16 条の規定による豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学職経験を有する者等のうちから委員会が任命する。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営協議会の会議）

第 18 条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（運営協議会の庶務）

第 19 条 運営協議会の庶務は、豊田教育支所において処理する。

豊田ホテルの里ミュージアム運営協議会委員名簿

(任期:令和3年8月1日から令和5年7月31日まで)

区分	No.	氏名	現職・公職等	備考
学校教育関係者	1	しずま かよ 静間 佳代	下関市立西市小学校校長	令和5年 4月1日付 委嘱
	2	みやざき ひろし 宮崎 浩	下関市立豊田中学校校長	
社会教育関係者	3	みずの かつこ 水野 捷子	下関市社会教育委員	
	4	やました けいこ 山下 景子	豊田地区子ども会連合会副会長	
	5	あわた さおり 栗田 沙織	豊田下小学校放課後子ども教室コーディネーター	
学識経験者等	6	たなか ひろし 田中 浩	山口県立山口博物館学芸員 (専門:昆虫・動物)	
	7	まつだ まきこ 松田 真紀子	自然観察指導員 (日本環境保護協会)	
	8	いとう しゅうじ 伊藤 修二	豊田地区まちづくり協議会顧問	
	9	ひのはら しんや 日野原 伸也	豊田ホテル研究会会長	
	10	さかもと とみこ 坂本 富子	ホテルの里とよた友の会	

報 告 事 項

令和5年4月20日

生涯学習課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下関市青少年補導委員について、下記のとおり市長より解嘱及び委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 委員の解嘱及び委嘱

別紙名簿のとおり 解嘱 32名 委嘱 32名

2. 任期等

解嘱日及び委嘱期間

解 嘱 日 令和5年3月31日

委嘱期間 令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

3. 報告説明

委員（教員及び職域）の人事異動等に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの

下関市青少年補導委員解嘱・委嘱名簿

学校名又は事業所名		現委員	新委員
高校	豊浦高等学校	おおの 良平 大野 良平	ながおか かつみ 長岡 克巳
	長府高等学校	ひらた よしたけ 平田 佳壮	ふじもと ゆき 藤本 由紀
	下関工科高等学校	つるた こうすけ 鶴田 康介	いしやま たいと 石山 泰杜
	下関商業高等学校	いしはら あつこ 石原 亜津子	まとう けんじ 佐藤 憲司
	山口農業高等学校西市分校	なかしま こうよう 中嶋 向洋	ひさむら まさし 久村 将
	下関短期大学付属高等学校	ふじい だいすけ 藤井 大輔	ひさすえ たけし 久末 剛
中学校	向洋中学校	かわぐち しょう 川口 翔	にしだ まさかず 西田 正和
	文洋中学校	やまがた かつき 山形 克樹	はやし かつひこ 林 克彦
	勝山中学校	おぎき けんじ 尾崎 健二	はやし ひろし 林 博志
	川中中学校	みやざき げんき 宮崎 元氣	みやつじ たく 宮辻 卓
	安岡中学校	たけうち やすのり 竹内 康徳	みなもと たかひろ 源 隆寛
	吉見中学校	いのうえ ともひこ 井上 朋彦	かじやま だいち 梶山 大地
	玄洋中学校	たむら りく 田村 陸	にしやま しげる 西山 茂
	木屋川中学校	ふじもと じゅんじ 藤本 純史	ふじかわ ゆうた 藤川 裕太
	山の田中学校	おの よしふみ 小野 佳文	にしむら さとし 西村 諭
	垢田中学校	うえ た りょう 上田 亮	たかもと たつや 高本 竜也
	小学校	文関小学校	あさだ たかゆき 浅田 孝之
関西小学校		うえまつ かずまき 植松 和真	はが しゅんすけ 芳賀 俊輔
桜山小学校		おおうえ ひろき 大上 浩樹	なかの むつみ 中野 睦
角倉小学校		にしむら はじめ 西村 肇	まつおか まこと 松岡 誠
向井小学校		あべ ふみや 阿部 文矢	まつもと こうへい 松本 康平
豊浦小学校		よしはら ゆうた 吉原 雄太	ふるいち ゆうすけ 古市 佑介
勝山小学校		にしおか たかし 西岡 孝史	ふかまち だいひ 深町 大飛
安岡小学校		うえの しづま 植野 志都真	ふじむら けいすけ 藤村 圭亮
吉母小学校		いわさだ だいすけ 岩貞 太祐	いぬい ともひろ 乾 朋浩
吉田小学校		つねしげ ひさし 常重 尚志	まきの こうだい 牧野 航大
王喜小学校		かわた なかふみ 河田 孝文	つるみ かつまさ 鶴見 克昌
内日小学校		のぎき まこと 野崎 誠	たに はるこ 谷 晴子
川中西小学校		わたか なおき 綿加 直樹	あおき たつや 青木 達也
長府小学校		えもと かずひろ 江本 和弘	おかざき ゆうた 岡崎 悠太
一の宮小学校		かやの たかひで 萱野 貴継	よしなが かつみ 吉永 克己
事業所		下関商業開発株式会社 おくもと みつあき 奥本 光昭	まえだ ひろあき 前田 裕明

報 告 事 項
令和 5 年(2023 年)4 月 20 日
文 化 財 保 護 課

下関市立考古博物館の臨時開館について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成 17 年 2 月 13 日条例第 122 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり定めたので報告いたします。

記

1 臨時開館日

(1)令和 5 年 5 月 1 日（月）

2 臨時開館理由

(1)ゴールデンウィーク期間中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

下関市立考古博物館の設置等に関する条例（抜粋）

（開館時間等）

第3条 考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。